

(別添 2)

厚生労働省発健 0115 第 10 号

平成 22 年 1 月 15 日

都道府県知事
各 政 令 市 市 長 殿
特 別 区 区 長

厚生労働事務次官

「受託医療機関等における新型インフルエンザ(A/H1N1)
ワクチン接種実施要領」の一部改正について

今般、「新型インフルエンザ（A／H1N1）ワクチン接種の基本方針」（平成 21 年 10 月 1 日新型インフルエンザ対策本部決定）が平成 21 年 12 月 15 日付けで改定されことから、「受託医療機関における新型インフルエンザ(A/H1N1) ワクチン接種実施要領」の一部を別紙のとおり改正したので通知する。

ついては、貴管内の関係機関及び市町村へ周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏なきを期するようお願いしたい。

改 正 後	現 行
<u>目 次</u> 1、2 (略) 3 <u>接種対象者</u> (1) (略) <u>(2) 優先接種対象者等以外の者</u> <u>(3) 接種対象者の選択</u> 4～11 (略)	1、2 (略) 3 <u>優先接種対象者等</u> (1) (略) (新設) <u>(2) 優先接種対象者等の選択</u> 4～11 (略)
1 目的 新型インフルエンザ（A/H1N1）については、① 感染力は強いが、多くの感染者は軽症のまま回復しており、② 抗インフルエンザウイルス薬の治療が有効であるなど、季節性インフルエンザと類似する点が多い。しかしながら、基礎疾患を有する者等において重症化する可能性が高いこと等から、季節性のインフルエンザの感染者を大きく上回る感染者が発生し、医療を始め、我が国の社会経済に深刻な影響を与えるおそれがある。 このため、今回のウイルスの特徴等も踏まえ、政府の基本的対処方針において、新型インフルエンザ対策の目標を①国民生活や経済への影響を最小限に抑えつつ、感染拡大を防ぐとともに、②基礎疾患を有する者等を守る、とし、様々な対策を講じている。この「基礎疾患を有する者等を守る」とは、すなわち直接的、間接的に死亡や重症化を防ぐことを意味する。 インフルエンザワクチンは、一般的には、重症化予防、死亡数減少を主な目的として使用されており、今回の新型インフルエンザに対する予防接種も、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと及びそのために必要な医療を確保することをその目	1 目的 新型インフルエンザ（A/H1N1）については、① 感染力は強いが、多くの感染者は軽症のまま回復しており、② 抗インフルエンザウイルス薬の治療が有効であるなど、季節性インフルエンザと類似する点が多い。しかしながら、基礎疾患を有する者等において重症化する可能性が高いこと、<u>国民の大多数に免疫がないことから、今後秋冬に向けて、季節性のインフルエンザの感染者を大きく上回る感染者が発生し、医療を始め、我が国の社会経済に深刻な影響を与えるおそれがある。</u> このため、今回のウイルスの特徴等も踏まえ、政府の基本的対処方針において、新型インフルエンザ対策の目標を①国民生活や経済への影響を最小限に抑えつつ、感染拡大を防ぐとともに、②基礎疾患を有する者等を守る、とし、様々な対策を講じている。この「基礎疾患を有する者等を守る」とは、すなわち直接的、間接的に死亡や重症化を防ぐことを意味する。 インフルエンザワクチンは、一般的には、重症化予防、死亡数減少を主な目的として使用されており、今回の新型インフルエンザに対する予防接種も、死亡者や重症者の発生をできる限り減ら

改 正 後	現 行
的とする。 2 (略)	すこと及びそのために必要な医療を確保することをその目的とする。 2 (略)
3 <u>接種対象者</u> (削除) (1) 優先接種対象者等 <u>新型インフルエンザのワクチンを優先的に接種する対象者及びその他の者（以下「優先接種対象者等」という。）は、次に掲げるとおりである。</u> ア、イ (略) (2) <u>優先接種対象者等以外の者</u> <u>優先接種対象者等以外の者に対する接種については、優先接種対象者等への接種事業の状況等を踏まえ、接種を進める。</u> (3) <u>接種対象者の選択</u> ア 受託医療機関は、国と委託契約を締結したことをもって、すべての者に対する接種を行うことが求められるわけではなく、その判断において、接種を行う<u>対象者</u>の範囲を選択することができる。 イ～エ (略) 4 接種の場所 (略)	3 <u>優先接種対象者等</u> <u>新型インフルエンザのワクチンを優先的に接種する対象者及びその他の者（以下「優先接種対象者等」という。）は、次に掲げるとおりである。</u> (1) 優先接種対象者等 ア、イ (略) (新設) (2) <u>優先接種対象者等の選択</u> ア 受託医療機関は、国と委託契約を締結したことをもって、すべての<u>優先接種対象者等</u>に対する接種を行うことが求められるわけではなく、その判断において、接種を行う<u>優先接種対象者等</u>の範囲を選択することができる。 イ～エ (略) 4 接種の場所 (略)

改 正 後	現 行
5 接種の時期及び期間 受託医療機関は、都道府県が、国において示す<u>接種対象者</u>ごとの開始時期の目安等を参考にして、<u>新型インフルエンザワクチン</u>の流通状況等を踏まえ決定した開始時期及び接種期間に従い、接種を行う。 6 予防接種の実施 (略) (1) 接種の予約等 受託医療機関においては、インフルエンザ患者も多数通院していることが予想されることから、接種を行う場合は予約制とし、ワクチン接種を行う時間と他の患者の診療時間とを別にすることやパーテーション等により他の患者と空間的に分離することなどにより、<u>被接種者</u>の感染リスクの軽減を図る。 (2) 対象者の確認 ア 受託医療機関は、接種前に、<u>新型インフルエンザの予防接種の優先接種対象者等</u>であることを、<u>優先接種対象者等</u>ごとに次に掲げる公的な書類等により確実に確認する。なお、年齢は接種時点のものとする。 <u>ただし、優先接種対象者等以外の者として接種する場合は、この限りではない。</u> ①～④ (略) ⑤ <u>優先接種対象者等のうち、身体上の理由により予防接種が受けられない者の保護者等：優先接種対象者証明書（別紙様式1）及び被保険者証、住民票等、優先接種対象者等のうち、身体上の理由により予防接種が受けられない者と同一世帯であることを確認できる書類</u>	5 接種の時期及び期間 受託医療機関は、都道府県が、国において示す<u>優先接種対象者等</u>ごとの開始時期の目安等を参考にして、<u>新型インフルエンザワクチン</u>の流通状況等を踏まえ決定した開始時期及び接種期間に従い、接種を行う。 6 予防接種の実施 (略) (1) 接種の予約等 受託医療機関においては、インフルエンザ患者も多数通院していることが予想されることから、接種を行う場合は予約制とし、ワクチン接種を行う時間と他の患者の診療時間とを別にすることやパーテーション等により他の患者と空間的に分離することなどにより、<u>優先接種対象者等</u>の感染リスクの軽減を図る。 (2) 対象者の確認 ア 受託医療機関は、接種前に、<u>新型インフルエンザの予防接種の優先接種対象者等</u>であることを、<u>優先接種対象者等</u>ごとに次に掲げる公的な書類等により確実に確認する。なお、年齢は接種時点のものとする。 ①～⑦ (略) ⑤ <u>優先接種対象者のうち、身体上の理由により予防接種が受けられない者の保護者等：優先接種対象者証明書（別紙様式1）及び被保険者証、住民票等、優先接種対象者のうち、身体上の理由により予防接種が受けられない者と同一世帯であることを確認できる書類</u>

改 正 後	現 行
⑥、⑦ （略） イ 受託医療機関は、都道府県が接種対象者ごとに設定した接種開始時期より前には、当該<u>接種対象者</u>以外の者に接種しない。 ウ 受託医療機関は、都道府県が<u>接種対象者</u>ごとに設定した接種時期の開始前に、他の<u>接種対象者</u>が接種を希望した場合は、当該<u>接種対象者</u>の接種時期まで接種を待つよう説明する。 エ 受託医療機関は、都道府県が接種対象者ごとに設定した接種期間の経過後に、当該<u>接種対象者</u>が接種を希望した場合は接種する。 オ 基礎疾患を有する者のかかりつけ医療機関は、受託医療機関とならなかった場合、又は受託医療機関であるが基礎疾患を有する者に対し接種を行わない場合において、基礎疾患を有する者が他の受託医療機関で<u>優先接種対象者</u>として接種を希望した場合は、別紙様式１の「優先接種対象者証明書」を交付する。 （３）予診並びに予防接種不適合者及び予防接種要注意者 ア 予診 （ア）受託医療機関は、別紙様式２から４の「新型インフルエンザ予防接種予診票」（以下「予診票」という。）をあらかじめ<u>接種対象者</u>ごとの区分に応じて配付し、各項目について記入を求める。 （イ）～（エ） （略）	⑥、⑦ （略） イ 受託医療機関は、都道府県が優先接種対象者等ごとに<u>定め</u>た接種開始時期より前には、当該<u>優先接種対象者等</u>以外の者に接種しない。 ウ 受託医療機関は、都道府県が<u>優先接種対象者等</u>ごとに設定した接種時期の開始前に、他の<u>優先接種対象者等</u>が接種を希望した場合は、当該<u>優先接種対象者</u>の接種時期まで接種を待つよう説明する。 エ 受託医療機関は、都道府県が優先接種対象者等ごとに設定した接種期間の経過後に、当該<u>優先接種対象者等</u>が接種を希望した場合は接種する。 オ 基礎疾患を有する者のかかりつけ医療機関は、受託医療機関とならなかった場合、又は受託医療機関であるが基礎疾患を有する者に対し接種を行わない場合において、基礎疾患を有する者が他の受託医療機関で接種を希望した場合は、別紙様式１の「優先接種対象者証明書」を交付する。 （３）予診並びに予防接種不適合者及び予防接種要注意者 ア 予診 （ア）受託医療機関は、別紙様式２から４の「新型インフルエンザ予防接種予診票」（以下「予診票」という。）をあらかじめ<u>優先接種対象者等</u>ごとの区分に応じて配付し、各項目について記入を求める。 （イ）～（エ） （略）

改 正 後	現 行
イ 予防接種を受けることが適当でない者 受託医療機関の医師は、予診の結果、下記のような、新型インフルエンザの予防接種を受けることが適当でない者に該当すると判断した場合は、<u>その者</u>に対して、新型インフルエンザの予防接種を行ってはならない。 ①～④ (略) ウ、エ (略) オ 妊婦 妊婦に対する接種について、これまで季節性インフルエンザワクチンの接種により先天異常の発生頻度増加等は知られていないが、バイアル製剤には、保存剤（チメロサル0.004～0.008mg/mL又は2-フェノキシエタノール0.0045mL/mL）が使用されている。なお、チメロサルはエチル水銀に由来する防腐剤であるが、過去に指摘された発達障害との関連性について、最近の疫学研究では関連性は示されていない。 一方、今回接種可能となるワクチンのうち、プレフィルドシリンジ製剤[※]）には、保存剤の添加は行われていないことから、保存剤の添加されていないワクチン接種を希望する妊婦には、プレフィルドシリンジ製剤が使用できるよう、流通等において配慮を行うこととしているので留意されたい。 なお、諸外国の状況や日本産科婦人科学会の提言も踏まえ、今般の新型インフルエンザワクチンの接種に当たっては、妊婦を優先接種の対象としている。 ※）あらかじめ注射器に注射液が充填されている製剤 (4) 予防接種後副反応等に関する説明 予診の際は、新型インフルエンザワクチンの効果や限界、リスク、製品特性（製造法、アジュバントの有無、チメロサル等防腐剤の含有の有無等）、新型インフルエンザの予防接種後の	イ 予防接種を受けることが適当でない者 受託医療機関の医師は、予診の結果、下記のような、<u>新型インフルエンザの予防接種を受けることが適当でない者に該当すると判断した場合は、その優先接種対象者等</u>に対して、<u>新型インフルエンザの予防接種を行ってはならない。</u> ①～④ (略) ウ、エ (略) オ 妊婦 妊婦に対する接種について、これまで季節性インフルエンザワクチンの接種により先天異常の発生頻度増加等は知られていないが、バイアル製剤には、保存剤（チメロサル0.004～0.008mg/mL又は2-フェノキシエタノール0.0045mL/mL）が使用されている。なお、チメロサルはエチル水銀に由来する防腐剤であるが、過去に指摘された発達障害との関連性について、最近の疫学研究では関連性は示されていない。 一方、今回接種可能となるワクチンのうち、プレフィルドシリンジ製剤[※]）には、保存剤の添加は行われていないことから、保存剤の添加されていないワクチン接種を希望する妊婦には、プレフィルドシリンジ製剤が使用できるよう、流通等において配慮を行うこととしているので留意されたい。 なお、諸外国の状況や日本産科婦人科学会の提言も踏まえ、今般の新型インフルエンザワクチンの接種に当たっては、妊婦を優先接種の対象としている。<u>今後、添付文書においても当該措置と整合を図る予定である。</u> ※）あらかじめ注射器に注射液が充填されている製剤（<u>11月上旬以降に出荷が開始される予定</u>） (4) 予防接種後副反応等に関する説明 予診の際は、新型インフルエンザワクチンの効果や限界、リスク、製品特性（製造法、アジュバントの有無、チメロサル等防腐剤の含有の有無等）、新型インフルエンザの予防接種後の

改 正 後	現 行
通常起こり得る反応及びまれに生じる重い副反応並びに健康被害救済制度について、<u>被接種者</u>又はその保護者がその内容を理解し得るよう、別紙2「新型インフルエンザワクチンの接種に当たって」を用いて適切な説明を行う。 (5) 接種意思の確認 ア 保護者の同伴要件 16歳未満の者又は成年被後見人の<u>被接種者</u>については、原則、保護者（親権を行う者又は後見人をいう。以下同じ。）の同伴が必要である。 イ 接種する意思の確認 (ア) 受託医療機関は、新型インフルエンザの予防接種を行うに際し、<u>被接種者</u>又はその保護者が自らの意思で接種を希望する旨の同意をしたことを別紙様式2から4の予診票により認められる場合に限り接種を行う。 (イ) <u>被接種者</u>又はその保護者の意思を確認できない場合は、接種してはならない。 (6) 他の予防接種との関係 ア (略) イ 新型インフルエンザの予防接種に併せて、他の予防接種を同時に同一の<u>被接種者</u>に対して実施する場合は、医師が特に必要と認めた場合に限り行うことができる。 ウ (略) (7) 接種時の注意	通常起こり得る反応及びまれに生じる重い副反応並びに健康被害救済制度について、<u>優先接種対象者等</u>又はその保護者がその内容を理解し得るよう、別紙2「新型インフルエンザワクチンの接種に当たって」を用いて適切な説明を行う。 (5) 接種意思の確認 ア 保護者の同伴要件 16歳未満の者又は成年被後見人の<u>優先接種対象者等</u>については、原則、保護者（親権を行う者又は後見人をいう。以下同じ。）の同伴が必要である。 イ 接種する意思の確認 (ア) 受託医療機関は、新型インフルエンザの予防接種を行うに際し、<u>優先接種対象者等</u>又はその保護者が自らの意思で接種を希望する旨の同意をしたことを別紙様式2から4の予診票により認められる場合に限り接種を行う。 (イ) <u>優先接種対象者等</u>又はその保護者の意思を確認できない場合は、接種してはならない。 (6) 他の予防接種との関係 ア (略) イ 新型インフルエンザの予防接種に併せて、他の予防接種を同時に同一の<u>優先接種対象者等</u>に対して実施する場合は、医師が特に必要と認めた場合に限り行うことができる。 ウ (略) (7) 接種時の注意

改 正 後	現 行
ア 遵守事項 (略) (ア) 被接種者の感染リスクを防止するため、他の患者と分離する等の措置を講じる。 (イ) ～ (エ) (略) (オ) 受託医療機関において、<u>新型インフルエンザの被接種者が他の患者から感染を受けることのないよう、十分配慮する。</u> イ 接種の方法 (ア) <u>13歳以上の者に対しては、A型インフルエンザHAワクチン(H1N1株)を1回接種するものとし、13歳未満の者に対しては、1週間から4週間(4週間おくことが望ましい。)の間隔をおいて2回接種するものとする。</u> <u>なお、基礎疾患を有する者は1回接種とするが、著しく免疫反応が抑制されている者は、医師の判断により2回接種としても差し支えない。</u> <u>また、接種量は当該ワクチンの添付文書による。</u> (イ) ～ (エ) (略) ウ、エ (略) (8) 予防接種後の措置 ア (略) イ <u>13歳未満の者及び基礎疾患を有する者であって医師が2回</u>	ア 遵守事項 (略) (ア) <u>優先接種対象者等の感染リスクを防止するため、他の患者と分離する等の措置を講じる。</u> (イ) ～ (エ) (略) (オ) 受託医療機関において、<u>新型インフルエンザの優先接種対象者等が他の患者から感染を受けることのないよう、十分配慮する。</u> イ 接種の方法 (ア) <u>新型インフルエンザの予防接種は、A型インフルエンザHAワクチン(H1N1株)を1回、又は1週間から4週間(4週間おくことが望ましい。)の間隔をおいて2回注射するものとし、接種量は当該ワクチンの添付文書による。</u> <u>※) 接種回数については、臨床試験を行い、専門家による検討の結果、1回による接種の可能性もある。</u> (イ) ～ (エ) (略) ウ、エ (略) (8) 予防接種後の措置 ア (略) イ <u>被接種者に対する接種が1回目の接種の場合は、受託医療</u>

改 正 後	現 行
接種が必要と判断したものに対する接種が1回目の接種の場合は、<u>受託医療機関の医師は、1週間から4週間（4週間おくことが望ましい。）の間隔をおいて2回目の接種を行うよう、説明する。また、1回目の接種の記録が示されている「新型インフルエンザ予防接種済証」を持参することを説明する。</u> ウ （略）	機関の医師は、1週間から4週間（4週間おくことが望ましい。）の間隔をおいて2回目の接種を行うよう、説明する。また、1回目の接種の記録が示されている「<u>新型インフルエンザ予防接種済証</u>」を持参することを説明する。 <u>※）接種回数については、臨床試験を行い、専門家による検討の結果、1回による接種の可能性もある。</u> ウ （略）
7 受託医療機関以外で行う予防接種の留意事項 （1）実施計画の策定 ア 受託医療機関は、受託医療機関以外で行う場合は、関係機関との協議の上、あらかじめ、<u>接種対象者数</u>、接種場所、接種日時等についての実施計画を策定する。 イ （略） （2） （略） （3）接種用具等の準備 接種用具等、特に注射針及び体温計等は、受託医療機関が準備する。 （削除） （4）、（5） （略） （6）予防接種を受けることが適当でない状態の者への注意事項 予診を行う際は、接種場所に予防接種を受けることが適当でない状態等の注意事項を掲示し、又は印刷物を配布して、<u>被接</u>	7 受託医療機関以外で行う予防接種の留意事項 （1）実施計画の策定 ア 受託医療機関は、受託医療機関以外で行う場合は、関係機関との協議の上、あらかじめ、<u>優先接種対象者数</u>、接種場所、接種日時等についての実施計画を策定する。 イ （略） （2） （略） （3）接種用具等の準備 ア 接種用具等、特に注射針及び体温計等は、受託医療機関が準備する。 イ <u>注射器は、2cc以下のものを使用する。</u> （4）、（5） （略） （6）予防接種を受けることが適当でない状態の者への注意事項 予診を行う際は、接種場所に予防接種を受けることが適当でない状態等の注意事項を掲示し、又は印刷物を配布して、<u>優先</u>

改 正 後	現 行
種者又はその保護者から被接種者の健康状態、既往症等の申出をさせる等の措置をとり、接種を受けることが不適当な者の発見を確実に行う。 (7) 市町村に対する報告 受託医療機関は、受託医療機関以外の場合で接種を行った場合は、実施日時、場所、<u>接種対象者の範囲及び人数</u>、安全防止対策等について、別紙様式6の「受託医療機関以外の場合での新型インフルエンザの予防接種の実施について」により速やかに市町村に届け出る。 (8) (略)	接種対象者等又はその保護者から優先接種対象者等の健康状態、既往症等の申出をさせる等の措置をとり、接種を受けることが不適当な者の発見を確実に行う。 (7) 市町村に対する報告 受託医療機関は、受託医療機関以外の場合で接種を行った場合は、実施日時、場所、<u>優先接種対象者等の範囲及び人数</u>、安全防止対策等について、別紙様式6の「受託医療機関以外の場合での新型インフルエンザの予防接種の実施について」により速やかに市町村に届け出る。 (8) (略)
8 副反応報告 (略)	8 副反応報告 (略)
9 接種費用の徴収 (1)、(2) (略)	9 接種費用の徴収 (1)、(2) (略)
10 予防接種の実施の報告 (略)	10 予防接種の実施の報告 (略)
11 その他 (略)	11 その他 (略)
(別紙1) (略)	(別紙1) 新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象とする基礎疾患の基準 (略)
(別紙2) 新型インフルエンザワクチンの接種に当たって 1、2 (略) 3 用法・用量・接種間隔について(国内産ワクチン) 13歳以上の方は0.5mLを皮下に1回注射します。また、13歳未満の方は、免疫効果を考慮して1週間から4週間(4週間お	(別紙2) 新型インフルエンザワクチンの接種に当たって 1、2 (略) 3 用法・用量・接種間隔について(国内産ワクチン) 0.5mL(6歳から13歳未満には0.3mL、1歳から6歳未満には0.2mL、1歳未満には0.1mL)ずつ、皮下に2回(注)注射します。な

改 正 後	現 行												
くことが望ましいと考えられています。)の間隔において、0.3 mL (1歳から6歳未満の方には0.2mL)を皮下に2回接種します。 なお、基礎疾患を有する方は1回の注射としますが、著しく免疫反応が抑制されている方は、医師の判断により2回接種することがあります。 他の生ワクチンの接種を受けた方は、通常、27日以上、また、他の不活化ワクチンの接種を受けた方は、通常、6日以上間隔を置いて本剤を接種してください。 4～7 (略)	お、接種間隔は免疫効果を考慮すると1週間から4週間(4週間おくことが望ましい。)と考えられています。 他の生ワクチンの接種を受けた方は、通常、27日以上、また、他の不活化ワクチン(季節性インフルエンザワクチンを除く)の接種を受けた方は、通常、6日以上間隔を置いて本剤を接種してください。 (注)接種回数については、臨床試験を行い、専門家による検討の結果、1回による接種の可能はあります。 4～7 (略)												
(別紙様式2) 新型インフルエンザ予防接種予診票 〈高校生に相当する年齢以上の者対象〉 <table border="1" data-bbox="174 874 1099 1062"> <tr> <td data-bbox="174 948 445 1018">住 所</td><td data-bbox="445 874 1099 948">診察前の体温 度 分</td></tr> <tr> <td data-bbox="174 1018 445 1062"></td><td data-bbox="445 1018 1099 1062"></td></tr> </table> (略) <table border="1" data-bbox="174 1126 1099 1394"> <tr> <td data-bbox="174 1126 445 1394">接種対象者分類</td><td data-bbox="445 1126 1099 1394"> 1. 医療従事者(救急隊員含む。) 2. 妊婦 3. 基礎疾患を有する者 4. 1歳未満の小児の両親及び身体的理由により接種が受けられない者の保護者等 5. 高校生に相当する年齢の者 6. 65歳以上の者 7. 1～6以外の者 </td></tr> </table> (略)	住 所	診察前の体温 度 分			接種対象者分類	1. 医療従事者(救急隊員含む。) 2. 妊婦 3. 基礎疾患を有する者 4. 1歳未満の小児の両親及び身体的理由により接種が受けられない者の保護者等 5. 高校生に相当する年齢の者 6. 65歳以上の者 7. 1～6以外の者	(別紙様式2) 新型インフルエンザ予防接種予診票 〈医療従事者(救急隊員を含む。)、妊婦、基礎疾患を有する者(高校生に相当する年齢の者以上)、1歳未満の小児の保護者、身体的な理由により接種が受けられない者の保護者等、高校生に相当する年齢の者、65以上の者対象〉 <table border="1" data-bbox="1164 874 2089 1062"> <tr> <td data-bbox="1164 948 1417 1018">住 所</td><td data-bbox="1417 874 2089 948">診察前の体温 度 分</td></tr> <tr> <td data-bbox="1164 1018 1417 1062"></td><td data-bbox="1417 1018 2089 1062"></td></tr> </table> (略) <table border="1" data-bbox="1164 1126 2089 1394"> <tr> <td data-bbox="1164 1126 1417 1394">優先接種対象者等分類</td><td data-bbox="1417 1126 2089 1394"> 1. 医療従事者(救急隊員含む。) 2. 妊婦 3. 基礎疾患を有する者 4. 1歳未満の小児の両親及び身体的理由により接種が受けられない者の保護者等 5. 高校生に相当する年齢の者 6. 65歳以上の者 </td></tr> </table> (略)	住 所	診察前の体温 度 分			優先接種対象者等分類	1. 医療従事者(救急隊員含む。) 2. 妊婦 3. 基礎疾患を有する者 4. 1歳未満の小児の両親及び身体的理由により接種が受けられない者の保護者等 5. 高校生に相当する年齢の者 6. 65歳以上の者
住 所	診察前の体温 度 分												
接種対象者分類	1. 医療従事者(救急隊員含む。) 2. 妊婦 3. 基礎疾患を有する者 4. 1歳未満の小児の両親及び身体的理由により接種が受けられない者の保護者等 5. 高校生に相当する年齢の者 6. 65歳以上の者 7. 1～6以外の者												
住 所	診察前の体温 度 分												
優先接種対象者等分類	1. 医療従事者(救急隊員含む。) 2. 妊婦 3. 基礎疾患を有する者 4. 1歳未満の小児の両親及び身体的理由により接種が受けられない者の保護者等 5. 高校生に相当する年齢の者 6. 65歳以上の者												

改 正 後		現 行													
(別紙様式 3) 新型インフルエンザ予防接種予診票 <u>〈小学校 6 年生以下の者対象〉</u>		(別紙様式 2) 新型インフルエンザ予防接種予診票 <u>〈基礎疾患を有する者 (小学校 6 年生以下の者)、1 歳から就学前の小児・小学生対象〉</u>													
診察前の体温 度 分 <table border="1"> <tr> <td>住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">~~~~~</td> </tr> </table>		住 所		~~~~~		診察前の体温 度 分 <table border="1"> <tr> <td>住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">~~~~~</td> </tr> </table>		住 所		~~~~~					
住 所															
~~~~~															
住      所															
~~~~~															
(略)		(略)													
<table border="1"> <tr> <td>接種対象者分類</td> <td>1. 基礎疾患を有する者 2. 小児 (1 歳～就学前) 3. 小学校 1 年生～小学校 3 年生 4. 小学校 4 年生～小学校 6 年生 5. 1～4 以外の者</td> </tr> <tr> <td>年齢区分</td> <td>1. 小児 (小児～就学前) 2. 小学校 1 年生～小学校 3 年生 3. 小学校 4 年生～小学校 6 年生 4. 1 歳未満</td> </tr> <tr> <td colspan="2">~~~~~</td> </tr> </table>		接種対象者分類	1. 基礎疾患を有する者 2. 小児 (1 歳～就学前) 3. 小学校 1 年生～小学校 3 年生 4. 小学校 4 年生～小学校 6 年生 5. 1～4 以外の者	年齢区分	1. 小児 (小児～就学前) 2. 小学校 1 年生～小学校 3 年生 3. 小学校 4 年生～小学校 6 年生 4. 1 歳未満	~~~~~		<table border="1"> <tr> <td>優先接種対象者等分類</td> <td>1. 基礎疾患を有する者 2. 小児 (1 歳～就学前) 3. 小学校 1 年生～小学校 3 年生 4. 小学校 4 年生～小学校 6 年生</td> </tr> <tr> <td>年齢区分</td> <td>1. 小児 (小児～就学前) 2. 小学校 1 年生～小学校 3 年生 3. 小学校 4 年生～小学校 6 年生</td> </tr> <tr> <td colspan="2">~~~~~</td> </tr> </table>		優先接種対象者等分類	1. 基礎疾患を有する者 2. 小児 (1 歳～就学前) 3. 小学校 1 年生～小学校 3 年生 4. 小学校 4 年生～小学校 6 年生	年齢区分	1. 小児 (小児～就学前) 2. 小学校 1 年生～小学校 3 年生 3. 小学校 4 年生～小学校 6 年生	~~~~~	
接種対象者分類	1. 基礎疾患を有する者 2. 小児 (1 歳～就学前) 3. 小学校 1 年生～小学校 3 年生 4. 小学校 4 年生～小学校 6 年生 5. 1～4 以外の者														
年齢区分	1. 小児 (小児～就学前) 2. 小学校 1 年生～小学校 3 年生 3. 小学校 4 年生～小学校 6 年生 4. 1 歳未満														
~~~~~															
優先接種対象者等分類	1. 基礎疾患を有する者    2. 小児 (1 歳～就学前)    3. 小学校 1 年生～小学校 3 年生    4. 小学校 4 年生～小学校 6 年生														
年齢区分	1. 小児 (小児～就学前)    2. 小学校 1 年生～小学校 3 年生    3. 小学校 4 年生～小学校 6 年生														
~~~~~															
(略)		(略)													
(別紙様式 4) 新型インフルエンザ予防接種予診票 <u>〈中学生対象〉</u>		(別紙様式 4) 新型インフルエンザ予防接種予診票 <u>〈基礎疾患を有する者 (中学生)、中学生対象〉</u>													
診察前の体温 度 分 <table border="1"> <tr> <td>住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">~~~~~</td> </tr> </table>		住 所		~~~~~		診察前の体温 度 分 <table border="1"> <tr> <td>住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">~~~~~</td> </tr> </table>		住 所		~~~~~					
住 所															
~~~~~															
住      所															
~~~~~															
(略)		(略)													

改 正 後		現 行	
保護者の氏名 接種対象者分類 1. 基礎疾患を有する者 2. 1以外の者 (略)		保護者の氏名 (新設) (略)	
(別紙様式 5) 新型インフルエンザ予防接種済証 接種対象者の範囲 ※該当する接種対象者の範囲を○で囲んでください。 医療従事者 ・ 基礎疾患を有する者 ・ 妊婦 1歳～小学校3年生 ・ 1歳未満の小児の両親 優先接種対象者等のうち身体的な理由により予防接種が受けられない者の保護者等 ・ 小学4年生～6年生 ・ 中学生 高校生の年齢に該当する者 ・ 65歳以上の者 上記以外の者 (略)		(別紙様式 5) 新型インフルエンザ予防接種済証 優先接種対象者等の範囲 ※該当する優先接種対象者等の範囲を○で囲んでください。 医療従事者 ・ 基礎疾患を有する者 ・ 妊婦 1歳～小学校3年生 ・ 1歳未満の小児の両親 優先接種対象者等のうち身体的な理由により予防接種が受けられない者の保護者等 ・ 小学4年生～6年生 ・ 中学生 高校生の年齢に該当する者 ・ 65歳以上の者 (略)	
(別紙様式 6) 受託医療機関以外での新型インフルエンザの予防接種の実施について (略) 実施場所の住所・名称 接種対象者の別		(別紙様式 6) 受託医療機関以外での新型インフルエンザの予防接種の実施について (略) 実施場所の住所・名称 優先接種対象者等の別	

改 正 後	現 行																																
<table><tr><td>接種者数</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	接種者数				<table><tr><td>接種者数</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	接種者数																											
接種者数																																	
接種者数																																	
(別紙様式 7) (略)	(別紙様式 7) 新型インフルエンザ予防接種後副反応報告書																																
(別紙様式 8) 新型インフルエンザ接種者報告書 (受託医療機関用)	(別紙様式 8) 新型インフルエンザ接種者報告書 (受託医療機関用)																																
<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>65歳以上の者</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>1歳未満の者</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>上記以外の者</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>					65歳以上の者				1歳未満の者				上記以外の者				合計				<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>65歳以上の者</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>					65歳以上の者				合計			
65歳以上の者																																	
1歳未満の者																																	
上記以外の者																																	
合計																																	
65歳以上の者																																	
合計																																	
(略)	(略)																																
(別紙様式 9) 新型インフルエンザ接種者報告書 (市町村用)	(別紙様式 9) 新型インフルエンザ接種者報告書 (市町村用)																																
<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>65歳以上の者</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>1歳未満の者</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>上記以外の者</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>					65歳以上の者				1歳未満の者				上記以外の者				合計				<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>65歳以上の者</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>					65歳以上の者				合計			
65歳以上の者																																	
1歳未満の者																																	
上記以外の者																																	
合計																																	
65歳以上の者																																	
合計																																	
(略)	(略)																																
(別紙様式10) 新型インフルエンザ接種者報告書 (都道府県用)	(別紙様式10) 新型インフルエンザ接種者報告書 (都道府県用)																																

改 正 後				現 行																																			
<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>65歳以上の者</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td><u>1 歳未満の者</u></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td><u>上記以外の者</u></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>								65歳以上の者				<u>1 歳未満の者</u>				<u>上記以外の者</u>				合計				<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>65歳以上の者</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>								65歳以上の者				合計			
65歳以上の者																																							
<u>1 歳未満の者</u>																																							
<u>上記以外の者</u>																																							
合計																																							
65歳以上の者																																							
合計																																							
(略)				(略)																																			
				(新設)																																			
				(新設)																																			